

2020年3月25日

「高知県 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」の 取扱開始について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

四国銀行（頭取 山元文明）は、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている事業者の資金繰りおよび経営の安定を図るため、「高知県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」の取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後も事業者の皆さまからの資金繰りやご返済等に関するご相談に、積極的かつ迅速にお応えしてまいります。

記

1.制度内容

高知県の「令和元年度および令和2年度新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」に基づき、運転資金に係る利子の一部を補給するもので、最大2.27%、最長4年間の利子補給を行う制度です。高知県内で事業を営む中小企業者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少している等、所定の認定を受けた事業者が対象となります。

	セーフティネット保証4号の 認定を受けた事業者	セーフティネット保証5号の 認定を受けた事業者	危機関連保証の認定を 受けた者
資金使途	運転資金		
科目	証書貸付		
返済方法	均等分割返済		
貸付限度額	1億円		
貸出期間 (据置期間)	12年以内 (4年以内)		10年以内 (2年以内)
貸付利率および 補給率	2.07%以内	2.27%以内	2.07%以内
利子補給の対象	上記貸出期間のうち、据置期間中の貸付利息を補給する		

2.ご相談窓口

	ご相談窓口	お時間	ご連絡先
平日	四国銀行 全店	9：00～15：00	各支店までご連絡ください
休日・祝日	四国銀行ローンプラザ	10：00～17：00	フリーダイヤル 0120-459-659

※セーフティネット保証および危機関連保証とは

中小企業信用保険法第2条第5項および第6項に基づき、災害、大規模な経済危機等により経営の安定に支障が生じている中小企業者について、市町村長の認定を受けることで、国・地公体・政策金融機関・信用保証協会等の各種制度が利用可能となる制度です。

以上